

○奈良県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令の一部改正について（例規）  
（平成2年5月14日例規第20号）

この度、奈良県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令（昭和38年2月奈良県警察本部訓令第1号）の一部を別記のとおり改正し、平成2年6月1日から施行することとしたから次により適正に運用されたい。

記

1 改正の要点

奈良県警察音楽隊に、カラーガード隊を設置することとした。

2 運用解釈上の留意点

(1) カラーガード隊について

カラーガード隊とは、国旗、大会旗、団旗など団体、組織を象徴する旗を護衛する意味を表すもので、奈良県警察音楽隊の演奏に合わせて旗操法その他の演技を行う。

(2) カラーガード隊の編成、運用について

カラーガード隊は、奈良県警察職員の女子の中から必要な人員をもって編成し奈良県警察音楽隊に属する。